

令和7年2月19日

箕面市教育委員会  
教育長 藤迫 稔 様

(指定管理者)  
国立大学法人大阪大学  
学長 西尾 章治郎

令和7年度箕面市立船場生涯学習センター指定管理者事業計画書等の  
提出について

箕面市立船場生涯学習センターの管理運営に係る協定書第16条の規定に基づき  
別紙の通り提出しますので、承認いただきますようお願いいたします。

# 令和7年度箕面市立船場生涯学習センター事業計画書

## 1. 事業計画の骨子

箕面市立生涯学習センター条例第3条に規定されている次の事業を事業計画の骨子とし、箕面市における生涯学習及び文化活動を支える総合的な拠点施設として船場生涯学習センター（以下、単に「生涯学習センター」という。）の管理運営を行う。

- (1) 文化の向上に寄与するために生涯学習センターの施設、附属設備等を利用に供する事業
- (2) 文化の向上に寄与するための生涯学習及び文化活動に係る事業

## 2. 事業実施の基本方針

- (1) 文化の向上に寄与するため、生涯学習センターの施設、附属設備等を利用に供する事業は次の4つを基本方針とする。
  - ①市民等の利用に際しては不当な差別取扱いはしない。  
(地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項)
  - ②施設利用者の立場に立って迅速かつ親切丁寧な対応を心がけ、利用者の安全確保を十分に図る。
  - ③関係法令等を遵守した適正な業務を行う。
  - ④大学の知見・人材を活用した地域活性化に資する取組み等により、市域に密着した事業展開、地域に親しまれる施設づくりに配慮する。
- (2) 文化の向上に寄与するための生涯学習及び文化活動に係る事業（生涯学習等事業）は、次の2つを基本方針とする。
  - ①生涯学習講座の提供
  - ②文化・教養教育情報の提供

## 3. 事業の内容

- (1) 生涯学習センターの施設、附属設備等を利用に供する事業

箕面市立生涯学習センター条例、箕面市立生涯学習センター条例施行規則を遵守し、箕面市公共施設予約システムの適正な運用、生涯学習センター利用の許可及びその取り消し等に関する業務、他の箕面市公共施設の利用又は使用に関する手続きの支援業務、生涯学習センターその他の箕面市公共施設の利用料金の徴収及び減免・返還に関する業務、生涯学習センターの施設、附属設備等

の維持管理に関する業務を行う。

またサービスの向上や施設設備等の充実、コスト削減等に向けて、次の事業を行う。

①利用者の平等かつ公平な利用の確保

- a. ユニバーサルサービスに基づく取り組み
  - ・ユニバーサルデザインの推進
  - ・高齢者へのサポート
  - ・乳幼児同伴者へのサポート
  - ・ハンディキャップのある方へのサポート
- b. 利用者に親切で公平な対応
  - ・利用者の立場に立った親切で公平な窓口・電話対応の実施
  - ・箕面市公共施設予約システム利用の推進
  - ・広報活動の実施

②施設の利便性の向上

- a. 利用者の快適性向上
  - ・経験豊かな業務従事者のスキルを活かしたサポート体制の整備
  - ・利用者の立場に立ったきめ細かなサービスの実施
  - ・附属設備等利用にかかる適切なアドバイスの実施
  - ・清潔感のある施設の維持
- b. 利用者のニーズに呼応
  - ・利用者のニーズをとらえた、運用変更の実施
  - ・施設特性を活かし、利用者のニーズに呼応

③施設の適正かつ安定的な管理

- a. 常に良好な施設維持
  - ・適正な施設管理・施設利用の徹底
  - ・施設への愛着・大切に利用する意識づくりの啓蒙
- b. 関係法令等を遵守した施設の安全管理
  - ・緊急事態管理対応防災マニュアルの策定
  - ・リスクの把握・評価については、危険な箇所や状況の把握
  - ・危機管理・リスクマネジメントの責任体制を確立し、業務従事者は利用者に対して安全への配慮を行う責務があることに留意する。
- c. コスト削減・環境への取り組み
  - ・省エネルギー化の徹底

- ・リサイクルの徹底
- ・備品及び消耗品等の適切な使用

(2) 生涯学習及び文化活動に係る事業（生涯学習等事業）

①生涯学習講座の提供

- ・市民向け生涯学習講座を開講します。
- ・年間の実施回数については、教育委員会と協議させていただきます。

②学術・文化情報の提供

- ・大阪大学が実施する一般市民の方を対象とする各種イベントの開催情報を発信する部署と連携し、インターネット等を活用して提供します。

以上

# 令和7年度箕面市立船場生涯学習センター収支計画書

## 《収入》

科目	決算額	明細	備考
利用料金収入	14,523,460		
		施設利用料・設備利用料等	14,523,460
生涯学習講座受講料収入	361,600		
		生涯学習講座受講料収入	361,600
自動販売機販売手数料収入	209,000		
		自動販売機販売手数料収入	209,000
学内経費による補填等	31,334,987		
		学内経費による補填等	31,334,987
合計	46,429,047		

## 《支出》運営に係る直接経費に関するもの※

科目	決算額	明細	備考
建物維持管理費支出	16,395,853		
		建物共通部分維持管理費	3,804,036
		建物専用部分維持管理費	11,509,417
		警備業務費	1,082,400
		小計	16,395,853
窓口等運営業務費支出	23,211,884		
		窓口等運営業務費支出	23,211,884
光熱水料、消耗品等支出	6,459,710		
		光熱水料、消耗品等支出	6,459,710
生涯学習講座実施にかかる費用	361,600		
		生涯学習講座実施にかかる費用	361,600
利用料金還付金	0		
		利用料金還付金	0
合計	46,429,047		

※大阪大学職員の人件費、そのほか間接的に係る経費は含まない。

## 指定管理事業（参考資料）

### 《収入》

科目	決算額	明細	備考
利用料金収入	14,523,460	市利用料金収入	588,000
		一般利用料金収入	12,204,000
		学内利用料金収入	1,665,460
		設備利用料金収入	66,000
生涯学習講座受講料収入	361,600	生涯学習講座受講料収入	361,600
自動販売機販売手数料収入	209,000	自動販売機販売手数料収入	209,000
学内経費による補填等	31,334,987	学内経費による補填等	31,334,987
合計	46,429,047		

### 《支出》運営に係る直接経費に関するもの※

科目	決算額	明細	備考
建物維持管理費支出	16,395,853	建物共通部分維持管理費	3,804,036
		建物専用部分維持管理費	11,509,417
		警備業務費	1,082,400
		小計	16,395,853
窓口等運営業務費支出	23,211,884	窓口等運営業務費支出	23,211,884
光熱水料、消耗品等支出	6,459,710	電気料金	4,800,000
		水道料金	252,000
		ガス料金	16,800
		消耗品	880,000
		清掃用モップ等賃貸借料金	25,688
		複写支援サービス料金	180,000
		印刷機保守料金	44,000
		サーバーホスティング料金	82,500
		指定管理者賠償責任保険料金	65,880
		キャンパスクラウド利用負担金	4,325
		行政財産使用料金	68,117
		電波使用料金	2,000
		電話料金	38,400
		小計	6,459,710
生涯学習講座実施にかかる費用	361,600	生涯学習講座実施にかかる費用	361,600
利用料金還付金	0	利用料金還付金	0
合計	46,429,047		

※大阪大学職員の人件費、そのほか間接的に係る経費は含まない。

## 令和7年度箕面市船場生涯学習センター施設・設備維持管理計画書

箕面市船場生涯学習センターの施設・設備維持管理計画は次のとおりです。

### (1) 建物保守管理業務

1. 特殊建築物定期調査 (3年に1回)  
建築基準法12条によって定められる定期報告の義務を根拠とする調査を行う。  
建築物全体が常に適法状態にあることを特定行政庁へ報告する。
2. 建築設備定期検査 (年1回)  
建築基準法12条によって定められる定期報告の義務を根拠とする検査を行う。  
建築設備が常に適法状態にあることを特定行政庁へ報告する。
3. 防火設備定期検査 (年1回)  
建築基準法12条によって定められる定期報告の義務を根拠とする検査を行う。  
防火設備が常に適法状態にあることを特定行政庁へ報告する。

### (2) 設備保守管理業務

1. 巡回点検・立会い業務 (週1回) 12/29-1/3を除く  
各種設備機器の点検、中央監視盤の状態確認、設備機器の小修繕、建具の調整、各種保守点検の立会い。水光熱の検針・集計協議、異常時の対応(ブレーカトリップ、漏水、管球不点、空調温度等)
2. 不具合発生時の対応業務 12/29-1/3を除く  
不具合発生時の一次対応を行う。年12回を想定とする。
3. 設備遠隔監視業務  
設備監視および火災監視を24時間365日で遠隔にて行う。
4. 電気設備定期点検
  - ① 受変電設備・・・容量1,600KVA
    - 1) 月次点検業務  
電気主任技術者(保守会社)が電気事業法に基づく点検を実施し、電気工作物の維持・管理を行う。
    - 2) 法定年次点検業務  
電気事業法第42条に基づき、電気の安全を確保するための点検を実施する。原則、停電点検は3年に1回とし、他の年に関しては活線点検を行う。
  - ② 分電盤設備・・・5面 (年1回)  
盤の取付状況、汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検を行う。導電部、遮断器、継電器の異常音、異臭、変色及び過熱の有無の点検を行う。停電点検時には絶縁抵抗を測定し、その良否の確認を行う。
  - ③ 動力盤設備・・・7面 (年1回)  
盤の取付状況、汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検を行う。導電部、遮断

器、継電器、電磁接触器の異常音、異臭、変色及び過熱の有無の点検を行う。停電点検時には絶縁抵抗を測定し、その良否の確認を行う。

5. 直流電源装置定期点検 (年1回)  
型式 MSEX-50X 54セル  
メーカー仕様に基づく保守点検を行う。
6. 消防設備点検 (年2回)  
消防法第17条3の3に基づき、消防設備の機能保全のため機器点検及び総合点検を実施する。
  - ・外観機能点検：消防法に基づく点検を年1回実施する。
  - ・総合点検：消防法に基づく点検を年1回実施する。
7. 防火対象物定期検査 (年1回)  
消防法第8条の2の2に基づき、防火対象物点検資格者が防火管理上必要な業務及び防火対象物が基準に適合しているかの点検を行い、その結果を消防署に報告する。
8. 加圧給水ポンプユニット定期点検 (年1回)  
型式 推定末端圧力一定給水ユニット (インバーター方式)  
4台ローテーション3台同時運転  
メーカー仕様に基づく保守点検を行う。
9. 中央監視設備定期点検 (年1回)  
メーカー仕様に基づく保守点検を行う。
10. 自動制御設備定期点検 (年1回)  
メーカー仕様に基づく保守点検を行う。
11. パッケージエアコン定期点検  
室外機・・・7台
  - ①定期点検 (年1回)  
電圧測定、電流測定、フロンガス漏れ点検、室外機内部点検を行う。  
フロン排出抑制法に基づく簡易点検を含む。
  - ②簡易点検 (年3回)  
フロン排出抑制法に基づく簡易点検を行う。室内機・・・22台
  - ①定期点検 (年1回)  
室外機内部点検を行う。  
フロン排出抑制法に基づく簡易点検を含む。
  - ②簡易点検 (年3回)  
フロン排出抑制法に基づく簡易点検を行う。
  - ③フィルター清掃 (年2回)  
室内機プレフィルターのバキューム清掃を行う。
- 1.2. 空気調和器定期点検・・・6台
  - ①定期点検 (年1回)  
電圧測定、電流測定、空調機内部点検を行う。
  - ②フィルター清掃 (年2回)

プレフィルターのバキューム清掃を行う。

1 3. 全熱交換器定期点検・・・8台

①定期点検（年1回）

電圧測定、電流測定、絶縁測定、全熱交換器内部点検を行う。

②フィルター清掃（年2回）

プレフィルターのバキューム清掃を行う。

1 4. 送排風機定期点検（片吸込型）・・・3台（年1回）

外観の状況、電動機、軸受、Vベルト、Vプーリー、羽根車の点検を行う。

1 5. 空冷ヒートポンプチラー定期点検・・・10台（年2回）

対象機種：RUA-SP423HN1 9台

：RUA-SP243HN1 1台

各部点検、電装品・熱交換機・冷媒回路・保安装置点検、漏洩点検、運転データ採取及び総合運転確認を行う。フロン排出抑制法に基づく点検を含む。

1 6. ヘッダー点検・・・9台（年2回）

基礎・固定部の点検、外観の状況（腐食、損傷及び漏洩の有無の点検）、保温材の脱落、損傷等の有無の確認を行う。

1 7. 熱源ポンプ点検・・・5台（年2回）

基礎・固定部の点検、外観の状況（腐食、損傷及び漏洩の有無の点検）、電動機の発熱の異常の有無の確認を行う。

1 8. エレベーター保守点検・・・4台（年12回）

1号機（常用 B1階～6階 105m/min）

2号機（常用 B1階～6階 105m/min）

3号機（人荷用 B1階～6階 105m/min）

メーカー仕様に基づく保守点検を行う。遠隔点検及び現地点検（1回/3カ月）を行う。年1回の法定検査を実施する。

1 9. 自動ドア保守点検・・・6台（年2回）

メーカー仕様に基づく保守点検を行う。

2 0. 入退室管理設備定期点検（2年1回）

管理用パソコン・・・1台

筐体の清掃、エラー確認を行う。

Web付8ゲート・・・1面

筐体及び筐体内部の清掃、コネクタ接続部の接続状況確認、電圧確認を行う。

非接触カードリーダー・・・8台

筐体の外観清掃、動作確認を行う。

2 1. ガス湯沸し器定期点検（年1回）

型式 屋外2台連結型

メーカー仕様に基づく保守点検を行う。

(3) 環境衛生管理業務

1. 建築物環境衛生管理技術者を配置

2. 飲料水水質検査 (年2回)  
水質検査 11 項目 (年 1 回)、水質検査 16 項目 (年 1 回)、水質検査 12 項目 (年 1 回)の検査を行う。
3. 給湯水水質検査 (年2回)  
水質検査 11 項目 (年 1 回)、水質検査 16 項目 (年 1 回)、水質検査 12 項目 (年 1 回)の検査を行う。
4. 空気環境測定 (年6回)  
各階毎に居室の適当な位置の床上 75 cm 以上 120 cm 以下の高さで測定し、外気については外気取入口付近及び1階出入口付近で測定する。  
測定項目は浮遊粉塵量、一酸化炭素濃度含有率、二酸化炭素濃度含有率、温度、相対湿度、気流の測定を行う。
5. 害虫防除点検 (年2回)  
生息調査にて生息が確認された場合にのみ、毒えさ、粘着シートの設置による捕獲及び薬剤散布による駆除対象の定着・繁殖の防止を行う。使用薬剤は衛生害虫の種類、生息状況を的確に判断し、確実に防除できるものを使用する。衛生害虫の防除のため、薬剤を使用する場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条又は第十九条の二の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いる。
6. 空調機加湿給水装置モジュール洗浄作業 (年1回)  
シーズンオフ時に加湿器本体より加湿モジュールを取外し洗浄する。加湿シーズンイン時に給水配管のフラッシング・給水ストレーナー清掃・給水ヘッダーノズル清掃を実施し加湿機本体へ加湿モジュールの取付を行う。

#### (4) 清掃業務

##### 1. 業務項目

###### ① 日常清掃 (週7回、6回又は1回：日・月・火・水・木・金・土)

###### A 床 面

- ・カーペット部分は真空掃除機にて吸塵。
- ・ビニル床シート部分は箒及びダスタークロス使用し、モップ拭きを行う。

###### B エントランス・E Vホール

- ・出入口扉はタオル等で水拭き・空拭きをする。
- ・マットは真空掃除機にて吸塵

###### C 閲覧室の机上

- ・机上はタオル等で水拭き・空拭きをする。

###### D 紙屑

- ・紙屑はそれぞれの容器から所定の場所に処理する。

###### E 給湯室・授乳室

- ・シンクをスポンジで洗浄、タオル等で全面拭き上げをする。
- ・茶殻、ゴミ、汚物等は所定の場所に処理。

###### F トイレ・洗面台

- ・衛生陶器類をブラシ等で洗浄、タオル等で水拭き・空拭きをする。

- ・ゴミ、汚物等は所定の場所に処理
- ・洗面台をスポンジにて洗浄、タオル等で全面拭き上げをする。
- ・鏡はタオルで水拭き・空拭きをする。
- ・トイレトーパー、手洗い石鹼液の補充作業をする。

②定期清掃（年2回若しくは1回又は2年に1回）

A 床 面

- ・ビニル床シートは除塵作業後、ポリッシャーで洗浄しワックスを塗布する。
- ・カーペットは真空掃除機で吸塵後、染み抜きを行い、ポリッシャー方式・ドライホーム方式、素材によって適切な方法で行う。

B 窓ガラス清掃

- ・ガラス面を軽く洗浄した後、窓ガラス専用スクイジーで拭き取る。

C 照明器具清掃

- ・照明器具カバー・管球を叩きか柔らかい布で除塵し、重度の汚れは、布に中性洗剤を使用し水拭き・空拭きする。

(5) 廃棄物処理業務

1. 廃棄物の種類：可燃ゴミ、資源ゴミ、古紙類、段ボール、もしくは事業系一般廃棄物。
2. 収集回収：週6回（月～土曜日、祝日も含む）

(6) 植栽剪定業務（年3回）

高中木・低木・地被類剪定・施肥・除草作業 ※薬剤散布は年2回

※ 箕面市立船場図書館と共用する施設・設備があるので、それらを含めて記載しております。

以上

## 令和7年度箕面市立船場生涯学習センター人員配置計画書

箕面市立船場生涯学習センターの人員配置計画は以下の配置表のとおりです。

箕面市立船場生涯学習センター人員配置表

役職・職名	役割・担当業務	資格・実務経験等
総括責任者	施設総括責任者 企画総務責任者	教育研究機関勤務 30 年 マネジメント職 3 年 公立文化施設勤務 3 年 甲種防火管理者 普通自動車免許
マネージャー	施設維持管理 講座等事業責任者	公益社団法人箕面市メイプル文化財団 委託職員 公立文化施設勤務 14 年 館長職 5 年 副館長職 3 年 甲種防火管理者 普通自動車免許 在京オーケストラ事務所勤務歴 6 年（うちマ ネジメント歴 4 年）
チーフ コーディネーター	施設受付・案内業務 責任者 講座等事業担当	公益財団法人箕面市メイプル文化財団 委託職員 公立文化施設勤務 5 年 甲種防火管理者 普通自動車運転免許
コーディネーター	施設受付・案内業務 講座等事業担当	公益財団法人箕面市メイプル文化財団 委託職員 公立文化施設勤務 4 年
スタッフ	施設受付・案内業務 講座等事業業務	公益財団法人箕面市メイプル文化財団 委託職員 公立文化施設勤務 4 年
スタッフ	施設受付・案内業務 講座等事業業務	公益財団法人箕面市メイプル文化財団 委託職員

		公立文化施設勤務 4 年
スタッフ	施設受付・案内業務 講座等事業業務	公益財団法人箕面市メイプル文化財団 委託職員 公立文化施設勤務 3 年
スタッフ	施設受付・案内業務	公益社団法人箕面市シルバー人材センター 委託職員（夜間のみ）
スタッフ	施設受付・案内業務	公益社団法人箕面市シルバー人材センター 委託職員（夜間のみ）

以上

## 令和7年度箕面市立船場生涯学習センター職員研修計画書

箕面市立船場生涯学習センターの職員研修計画は、以下のとおりです。

- ・例月連絡会に出席し、他館の業務内容について知識を収集します。
- ・消防訓練に参加し、防災意識の向上に取り組みます。
- ・窓口業務等委託業務を担う第三者委託業者（公益財団法人メイプル文化財団等）の従事者について、定期的に、大阪大学の業務内容について説明する機会を設け、関係者間の意思疎通を円滑にします。
- ・大阪大学が実施する研修、講習等で業務に資するものであって、オープン参加が可能なものについては、第三者委託業者の業務従事者にも参加を促します。
- ・市や大阪大学が実施する人権問題に関する研修などに参加し、人権問題に関する意識向上に努めます。

以上